

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月20日

住 所 東京都調布市仙川町2丁目19番5  
事業者名 小田急バス株式会社  
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長  
抱山 洋之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社の一般路線バスは全車がノンステップ車両となっている。

しかしながらメーカーや年式により寸法の差異があり、停留場の車両停止位置が異なることにより既存の設備に影響することがあるため、メーカーの壁を越えて統一していくよう働きかけていくことが課題である。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 当社では、音声による停留場での案内やカラー方向幕の導入を順次進めている。引き続き高齢者、障害者のあるお客様が安心してご利用いただくために必要となる情報の提供ツールの導入を促進していく。
- ② メーカーや年式により車両設備に差異がある。お客様へのサポートが不足しているとのご意見を頂くこともあるため、不足する部分については特に新人運転士に対して、おもてなしの心の醸成とスムーズで安全な乗降サポート方法等の教育・訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"><li>既に全車両がノンステップ車両であるため、今後についても新車および代替車について、ノンステップバスを継続購入していく。</li></ul>

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
主要ターミナルにおけるお客様の誘導案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者のお客様がスムーズに乗降できる体制を整備するため乗降が多い停留場への車椅子乗降渡り板の常設配備を拡充する（2019年度：2箇所）</li> </ul>

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内外における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>カラー方向幕の拡充（2019年度：5両導入）</li> <li>バスロケーションシステムの拡充（2019年度：3停留場）</li> <li>当社ホームページにバス走行位置の情報提供を開始</li> </ul>

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入運転士に対して、高齢者、障害者の方々への乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施する（2019年度：入社時、6か月後）</li> </ul>

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- 当社が管理する停留場への新規上屋設置を拡充する（2019年度：1箇所）
- 高齢者や障害者のお客様が安心して乗降できるように、既存ガードパイプや植栽の改修を実施する（2019年度：改修8箇所、新規4箇所）
- ホームページや電話で寄せられるお客様からのご要望・ご意見を社内で共有するとともに、お客様のニーズを把握し取組・改善策に反映する。
- 指導運転士（新人運転士を指導する立場）に、高齢者、障害者の方々への乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施する。
- 事前に運休を計画した際のお客様への事前周知を拡充する（2019年度：ツイッターの新規開設）

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

## V その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。